

社会福祉施設等の立地に関する指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉施設又は医療施設（以下「社会福祉施設等」という。）における土砂災害の未然防止や防災対策の強化を図るため、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」という。）での立地を抑制する指導等について、必要な事項を定めるものとする。

(対象の施設及び建築物)

第2条 この要綱において対象とする社会福祉施設等の施設の種別は、別表1に掲げる施設であって、そのうち対象とする建築物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第4号で定義される居室を有する建築物とする。

(対象の整備)

第3条 この要綱において対象とする社会福祉施設等の施設の整備の区分とその内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1)創 設 新たに施設を整備するもの（既存の建築物を利用する場合を含む。）
- (2)改 築 既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をするもの
- (3)増 築 既存施設の現在定員の増員を図るための整備をするもの
- (4)増改築 既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をするもの
- (5)その他 災害復旧等施設の大部分以上の改修を行うもの

(対象の区域と土地の範囲)

第4条 この要綱において対象とする区域は、次の各号に掲げる区域であり、建築物の存する土地又は建築物の建築を予定する土地の全部又は一部が区域内にある場合とする。

- (1)土砂災害警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域をいう。
- (2)土砂災害特別警戒区域 土砂災害防止法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域をいう。

(事前相談)

第5条 別表1に掲げる施設の整備を行おうとする者は、第7条の「事前協議書」の提出を予定している場合を除き、県又は施設が所在（予定を含む。）する市町に対し、様式1により、あらかじめ、施設の種別、規模、所在地等の当該整備の内容を申し出るものとする。

(事前相談案件に係る市町から県への連絡)

第6条 市町は、前条の「事前相談」があった場合は、その内容について、様式2により、県に連絡をするものとする。

(事前協議書の提出)

第7条 別表1に掲げる施設の整備を行おうとする者は、県に補助金の交付申請を直接に行おうとする場合には、当該整備を予定する年度の前の年度で別途指定する日までに事前協議書(様式3)を提出するものとする。

2 市町は、別表1に掲げる施設の整備で、市町が補助金を交付しようとし、かつ、その額の全部又は一部について、県に補助金の交付申請を行おうとする場合には、本要綱の趣旨を踏まえつつ、補助対象の選定等の必要な調整を行うとともに、別途指定する日までに事前協議書(様式4の1及び様式4の2)を提出するものとする。

(区域の確認)

第8条 県は、第5条の「事前相談」、第6条の「連絡」又は前条の「事前協議書の提出」のいずれかがあった場合は、当該施設の整備を予定する土地が、土砂災害警戒区域等(公表された基礎調査の結果により、将来土砂災害警戒区域等に指定される予定の区域を含む。以下、この要綱の各条文について同じ。)に所在しているかについて、確認をするものとする。

2 県は、別表1に掲げる施設の整備を行おうとする者が、県の補助金の交付を受けないで、施設の設置又は事業を行おうとする場合には、当該設置等の申請又は開始等の届出をするときに、前項で定める確認をするものとする。

(土砂災害警戒区域等に係る指導)

第9条 県は、前条第1項又は前条第2項の確認の結果、当該土地のある区域が土砂災害警戒区域等に該当している場合には、当該施設の整備を行おうとする者に対して、当該土地のある区域の指定等に係る土砂災害の種類及び区域の範囲、その他防災上必要な情報の周知を行うとともに、当該土地のある区域以外で、土砂災害警戒区域等に該当していない土地で整備を行うよう指導をするものとする。なお、市町から第6条の「連絡」があった場合には、当該市町に、その内容を連絡するものとする。

2 前項の場合において、市町が補助金を交付しようとし、かつ、その額の全部又は一部について、国又は県に補助金の交付申請を行おうとする場合においては、県は、市町に対して、当該土地のある区域の指定等に係る土砂災害の種類及び区域の範囲、その他防災上必要な情報の周知を行うとともに、当該市町が当該施設の整備を行おうとする者に対して指導に努めるよう、要請をするものとする。

(土砂災害警戒区域等における整備に係る指導)

第10条 県は、第8条第1項、同条第2項の確認の結果、第9条第1項の指導にも関わらず、次のアからエのいずれかを理由として、やむを得ず当該土地において別表1に掲げる施設の整備を行おうとする者に対し、次項の指導を行うものとする。

ア 当該施設の整備を行うことを目的に、新たに当該土地を所有、賃借若しくは開発をし、又はそのための契約を終えた後に、土砂災害警戒区域等の指定がされたもので、当該土地以外の土地に変更して整備を行うことが困難であると認められるもの

イ 施設を利用する上で、通所や送迎等の利便性が著しく低下する場合や地元との

- 調整等の理由により、当該土地での整備がやむを得ないと認められるもの
- ウ 施設の経営上、新たな土地の取得が困難なもの
- エ その他特別の事情により、当該土地での整備がやむを得ないと認められるもの
- 2 当該施設の整備を行おうとする者は、当該土地の危険性を十分に踏まえ、施設の利用者及びその保護者等に対し、当該土地のある区域の指定等に係る土砂災害の種類及び区域の範囲、その他防災上必要な情報の周知を行うとともに、市町との情報伝達体制や施設の立地状況を踏まえた避難場所、避難体制等を記載した「防災マニュアル」の作成又は見直しなど、防災対策の徹底を図るものとする。

(補助の取扱い)

- 第11条 山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号）のほか、別に定める補助金交付要綱に基づき、県が直接又は間接に補助金を交付しようとする別表2に掲げる施設については、次のアからイのいずれかの事項に該当する場合には、補助しないものとする。
- ア 第8条第1項の確認をする場合において、当該土地が土砂災害警戒区域等にあるにも関わらず、前条第1項に示す理由に該当しないとき
- イ 前条第1項に該当する場合で、前条第2項の確実な履行が見込まれないと判断されるとき。
- 2 前項のうち、特に知事が必要と判断した施設の整備については、適用しないものとする。

(指導内容の確保)

- 第12条 県は、第10条第2項の指導を行った社会福祉施設等に対しては、指導監査の機会等において、随時、その状況について確認し、必要な指導を行うものとする。

(その他)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 7月 9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 5月18日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

区 分	施 設 の 種 別
保護施設	救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設
高齢者関係施設	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム（ケアハウス） 有料老人ホーム 指定介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 指定介護療養型医療施設 指定（介護予防）短期入所生活介護事業所 指定（介護予防）短期入所療養介護事業所 サービス付き高齢者向け住宅（（介護予防）特定施設入居者生活介護に限る。） 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所 指定複合型サービス事業所 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム） 指定（介護予防）通所介護事業所 指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所 指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所
児童関係施設	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 児童養護施設 児童心理治療施設 自立援助ホーム ファミリーホーム 保育所 幼保連携型認定こども園 認可外保育施設 児童厚生施設（児童館・児童センター） 小規模保育事業所 放課後児童クラブ
障害（児）者関係施設	障害者支援施設 障害福祉サービス事業所（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、居宅介護、相談支援） 福祉ホーム 盲導犬訓練施設 介助犬訓練事業所 聴導犬訓練事業所 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 障害児通所支援事業所（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）
その他 社会福祉施設	無料低額宿泊施設
医療関係施設	病院 有床診療所 助産所（入所）

別表2 (第11条関係)

区 分	施 設 の 種 別
保護施設	救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設
高齢者関係施設	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム（ケアハウス） 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）
児童関係施設	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 児童養護施設 児童心理治療施設 自立援助ホーム ファミリーホーム 保育所 幼保連携型認定こども園 認可外保育施設 児童厚生施設（児童館・児童センター） 小規模保育事業所 放課後児童クラブ
障害（児）者関係施設	障害者支援施設 障害福祉サービス事業所（療養介護、短期入所、宿泊型自立訓練、共同生活援助）福祉ホーム 盲導犬訓練施設 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設
その他 社会福祉施設	無料低額宿泊施設
医療関係施設	病院 有床診療所 助産所（入所）

様式1 (第5条関係)

年 月 日

山口県知事

様

(市町長)

住 所 _____

法 人 名 ※又は、法人設立準備委員会名、市町名

代表者氏名 _____

電 話 番 号 _____

施設整備に係る事前相談について

この度、 (法 人 名 等) は、下記のとおり、施設の整備を計画していますので、あらかじめお知らせします。

記

施設種別		施設名		
所在地			定員	人
整備の区分		整備の時期		
構造・規模	(延べ床面積： m ²)			
整備の理由				
土地選定の理由				
事業費	総事業費： 百万円 資金計画：(国庫補助 : 百万円)(県補助 : 百万円) (市町補助 : 百万円)(自己資金 : 百万円) 借入金：(: 百万円)(: 百万円)			
備考				

※土地の所在が分かる地図等を添付のこと。

様式2 (第6条関係)

年 月 日

山口県知事

様

_____(市町長)_____

施設整備に係る事前相談について (お知らせ)

この度、_____(法人名等)____から、下記のとおり、施設の整備に係る相談を受けましたので、お知らせします。

記

法人名 (電話番号)		代表者 氏名	
施設種別		施設名	
所在地		定員	人
整備の区分		整備の時期	
構造・規模	(延べ床面積: m ²)		
整備の理由			
土地選定の理由			
事業費	総事業費: 百万円 資金計画: (国庫補助 : 百万円)(県補助 : 百万円) (市町補助 : 百万円)(自己資金 : 百万円) 借入金: (: 百万円)(: 百万円)		
備考			

※土地の所在が分かる地図等を添付のこと。

様式3 (第7条第1項関係)

年 月 日

山口県知事

様

住 所 _____

法 人 名 ※又は、法人設立準備委員会名、市町名 _____

代表者氏名 _____

(電話番号) _____

施 設 整 備 事 前 協 議 書

_____年度の施設整備補助金の交付申請に関する下記の内容について、事前協議をお願いします。

記

施設種別	施設名			
所在地			定員	人
整備の区分	整備の時期			
構造・規模	(延べ床面積: m ²)			
整備の理由				
土地取得の 状況及び 選定の理由	(選定理由)			
事業費	総事業費: _____ 百万円 資金計画: (国庫補助 : _____ 百万円) (県補助 : _____ 百万円) (市町補助 : _____ 百万円) (自己資金 : _____ 百万円) 借入金: (_____ 百万円) (_____ 百万円)			
補助区分	国庫補助	公益補助	単県補助	補助額 _____ 百万円
備考				

※土地の所在が分かる地図等を添付のこと。

年 月 日

(市町長) 様

住 所 _____
 法 人 名 ※又は、法人設立準備委員会名、市町名

代表者氏名 _____
 (電話番号) _____

施 設 整 備 事 前 協 議 書

____年度の施設整備補助金の交付申請に関する下記の内容について、事前協議をお願いします。

記

法人名		代表者	
施設種別		施設名	
所在地		定 員	人
整備の区分		整備の時期	
構造・規模	(延べ床面積 : m ²)		
整備の理由			
土地取得の 状況及び 選定の理由	(選定理由)		
事業費	総事業費 : _____ 百万円 資金計画 : (国庫補助 : _____ 百万円) (県補助 : _____ 百万円) (市町補助 : _____ 百万円) (自己資金 : _____ 百万円) 借入金 : (_____ 百万円) (_____ 百万円)		
補助区分	国庫補助	公益補助	単県補助
		補助額	百万円
備考			

※土地の所在が分かる地図等を添付のこと。